

2008年6月9日

「既存住宅の省エネ（リフォーム）改修促進税制」の活用ガイド
「窓を替えて夏涼しく、冬あたたかく はじめての省エネ・リフォーム」発行について

板硝子協会

板硝子協会（東京、会長：藤本勝司）は、このたび、4月30日に告示・即日公布された、租税特別措置法及び地方税法の改正に基づく「既存住宅の省エネ改修（リフォーム）促進税制」の活用ガイドパンフレット、「窓を替えて夏涼しく、冬あたたかく はじめての省エネ・リフォーム」、を発行致しました。（フルカラー印刷：本文12ページ）

「既存住宅の省エネ改修（リフォーム）促進税制」は、既存住宅においてローンを組んで資金を調達し、一定の条件を満たした省エネルギー対策リフォーム工事を行なうと、所得税の一部が最大5年間控除され、また、翌年度の固定資産税の一部についても控除されます。これは既存住宅で省エネルギー改修を行う一般消費者に対する、我が国では初めてのインセンティブ税制です。

税制の適用対象となる工事では、「居室の全ての窓」の改修が必須条件になっています。このため板硝子協会としては、このインセンティブ税制が有効に活用され、増加傾向にある住宅を起因とするCO₂発生量の削減に対して、一定の効果を上げていくためには、

制度の活用検討をする一般消費者や、その最初の相談窓口となる工務店が、適用対象になる工事の具体的内容と、その内容による所得税の控除率関係が簡単に把握できること。特に必須条件になる窓の改修工事では、どのような種類の窓ガラスが必要とされるのか、詳細かつ簡単に判断できること。

以上の二点を満足させた、わかりやすい活用ガイドが必要と考え、これらに配慮する内容・構成にした、本パンフレットの制作を行なうことにしたものです。

「既存住宅の省エネ改修（リフォーム）促進税制」は、板硝子協会が2006年4月から取り組んでいる、省エネガラスであるエコガラスの認知促進・普及啓蒙活動、「エコガラス キャンペーン」活動にとっても、後押しとなる税制であるととらえています。板硝子協会は「エコガラス」の普及・啓蒙活動に、これからも多方面から取り組んでいきます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先：板硝子協会 03-3212-8631

（担当調査役：もろ お 師尾 はじめ 元）

<添付資料>

パンフレット：「窓を替えて夏涼しく、冬あたたかく はじめての省エネ・リフォーム」

<ご参考>

「エコガラス キャンペーン」について

板硝子協会会員 3 社（旭硝子株式会社、日本板硝子株式会社、セントラル硝子株式会社）が製造・販売する Low-E 複層ガラスは、一般の複層ガラスと比べて開口部の遮熱・断熱性能に優れており、暖冷房効率を高めて住宅のエネルギー消費量を抑え、その結果 CO₂ 排出量の削減を可能にし、ひいては地球温暖化防止対策にも大きく貢献することができる製品です。

この Low-E 複層ガラスが持つ、地球温暖化防止に対するすばらしい効果・機能を一般消費者の方によりわかりやすくご理解いただくために、「エコガラス」という共通呼称を使い、認知促進に取り組んでいるのが「エコガラス キャンペーン」です。

具体的な活動

- ・ 「エコガラス」ロゴマークの制定
- ・ 専用ウェブサイトの開設（ <http://www.ecoglass.jp/> ）
- ・ 「エコガラス」パンフレット、および ニュースレターの発行（2007 年度 4 回発行）
- ・ 各種イベントでの製品の展示（エコっ手、エコボール、移動展示車「ガラスの森」）
- ・ TVCM 放映（2007 年 6 月から首都圏・関西圏・中部圏を中心に全国放映）

なお、「エコガラス キャンペーン」活動は 2007 年 12 月に、2007 年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰（対策技術・普及導入部門）を受賞しています。